

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、本庄市立石勝義ほか十五人からの栗崎向田土地改良区設立の認可申請を令和六年七月十七日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年七月二十四日から令和六年八月二十二日まで

二 縦覧場所

埼玉県のウェブサイト

本庄市役所

深谷市役所